

## FRINGE BENEFIT TAX (FBT) の 申告を控えて

### Contacts

Andy Lang  
Partner

Tel: +61 2 9248 4103  
[Andy.Lang@au.ey.com](mailto:Andy.Lang@au.ey.com)

Takamasa Kikui  
Partner

Tel: +61 2 9248 5986  
[Takamasa.Kikui@au.ey.com](mailto:Takamasa.Kikui@au.ey.com)

企業が、この世界的な経済危機をどう乗り切っていくかというさなか、入念な FBT 納税義務の対策を講じることで、多少なりとも、不必要な経費を削減することが可能です。ATO の調査は上昇傾向にあり、FBT コンプライアンスは、近年の間、ATO 調査課題の重要な焦点になっています。

### FBT の概要

基本的に、FBT は雇用主が負担する税金であり、雇用関係において現金給与以外の経済利益を従業員に提供した場合に課されるものです。FBT は雇用主が提供したベネフィットのグロスアップした額に 46.5%を掛けて計算されます。

ベネフィットは、FBT の課税度合い(一定の条件を満たしていることが前提で従業員の宣言書を要する場合もある)で、次の 4 つに分類できます。

- FBT 免除のベネフィット  
ここに分類されるベネフィットは、FBT の対象外で申告書に含める必要もない。(但し、遠隔地勤務手当は FBT 免税であるが報告目的として申告書に含む必要がある。)  
例)引越し費用や小額ベネフィット
- 所得税法上で、損金算入になるベネフィット  
ここに分類されるベネフィットは、仮に従業員が税引き後の所得から支出していた場合、個人所得税の損金対象になることから、通常 FBT の課税対象にはならない。  
例)従業員個人の業務に関連する教育費や自宅の電話を使ってビジネス目的で支出した通話料
- FBT の優遇枠に当てはまるベネフィット  
様々な FBT 税法上の前提条件によるが、ここに分類されるベネフィットは FBT の優遇税率で計算される。  
例)車や一期帰国旅費
- FBT 税の対象になるもの(一切の優遇がないもの)  
ここに分類されるベネフィットは、46.5%の税率で計算される。  
例)駐在員医療保険や個人所得税の会社負担分

## 金属鉱業セクターの主要なオペレーショナル・リスク

- プロジェクト・リスク
- 技術リスク
- 社会リスク
- プロダクト・チェーン・リスク
- 政治及び安全保障リスク
- 合併事業リスク

## 近年の法改正

昨年度の連邦政府予算で様々な改正案が提案されました。今年度 2009 年 3 月末の FBT 申告書作成に関係する 2008 年 4 月 1 日から適用される改正点は、次の通りです。

- 社内で消費されるサラリー・サクリファイズ(従業員が自主的に給与を全額現金で受け取る代わりに一部を他のベネフィットに充当する制度)された食事や飲み物(雇用主はミールカードなどを使って精算)は、現物給与ベネフィットの免除対象から外された。その為法改正後はサラリー・サクリファイズの効果が失われた。(2008 年 5 月 13 日から)
- 連邦政府は、一定の事業の上で使用される物品(ラップトップコンピューター、PDA、携帯電話など)の免除条件を厳しくし、免除対象物品は事業目的だけに使用するものに限定された。また免除対象は、各分類毎年 1 回 1 つまでの支給に限定された。(2008 年 5 月 13 日 19 時 30 分以降に購入されたもの対象。)
- 車ベネフィットに関して、オペレーティングコスト方式を採用している車の減価償却率が改定された。

上記の改正点(減価償却率変更を除く)は、FBT 本来の趣旨に戻すことを目的としますが、それら改正点を管理しなければならないという負担が雇用主にかかりました。雇用主は、新たに社内の既定及び手続き方法を見直さなければなりません。例えば、2008 年 5 月 13 日以前は、ラップトップコンピューターや PDA が FBT 免除のベネフィットであったためサラリー・サクリファイズをすることが常でしたが、2008 年 5 月 13 日以降、ラップトップコンピューターや PDA が事業目的だけに使用されていることを確認する必要があります。そうでなければ、FBT 税の対象になります。

その他の改正点は次の通りです。

- 小額ベネフィットの免除対象額を 100ドルから 300ドルに引き上げ
- リポータブル・ベネフィットの対象額を 1,000ドルから 2000ドルに引き上げ
- 社内製品ベネフィット(航空輸送ベネフィットも含む)減額枠が、500ドルから 1,000ドルに引き上げ
- 共有して使う車のベネフィットは報告対象から除外

## スーパー任意積立金の報告義務改定

別件ですが関連事項として、様々な社会保障(児童手当、政府年金積立補助金、家族手当など)の支給判定、及び課徴金(メディケア・レビー・サーチャージなど)支払義務判定となる所得の一部として、従業員がサラリー・サクリファイズしたスーパーの積立金を含めると ATO が発表しました。これは開示の問題であり、雇用者の年金拠出金の負担が増加するわけではありません。しかしながら、「サラリー・サクリファイズ」の定義が、法定で定められた通常の給与の9%を超える拠出金全てを意味する場合、雇用者の管理作業に大きな影響があると予想されます。

企業は、2009 年 7 月 1 日より追加の積立金を報告対象フレンジ・ベネフィットと同様に個人の源泉徴収表に記載する必要があります。

## FBT 申告で間違いを犯した場合の連鎖反応

複雑な FBT 税法である限り、間違いはつきものです。FBT 税は事業税であり、全てのビジネスの側面(社内にかぎらず社外の情報も加えて)から管理する必要があります。様々な情報を様々なところから収集しなければならないので、企業は、しばし FBT 申告で間違いを犯す可能性があります。間違いを犯した場合訂正に時間と人手がかかり、「どこでどうして間違ったのか」とか、「再び間違いを起こさないためにどうしたらよいか」という問いに対処しなければなりません。

直接的な影響は次の通りです。

- FBT 申告書の修正申告
- 追加納税
- 金利や罰金の発生
- 報告対象ベネフィット記載金額の訂正
- 従業員に対する訂正内容の説明
- 給与税申告書、消費税、法人税や個人所得税申告書及び、労災補償の年末調整などの修正申告

上記のように、FBT 申告で間違いを犯すことで、給与税 や労災保険掛金などその他雇用税にも影響がでます。過去 ATO はさほど FBT を重要視していませんでしたが、近年、予想に反して注目しています。

### ATO 調査の焦点

ATO は近年、全体のコンプライアンス調査の中でも、一段と FBT を重要視しています。今年度の初めから、車ベネフィットに焦点をあてており、それに関して雇用主やタックスエージェントに照会しています。このことから、ATO が、FBT を一段と重要視して調査し始めていると言えます。

実施した車ベネフィットの調査では数多くの間違いが判明し、ATO も驚く結果となりました。ATO が懸念していたビジネスと私用の使用割合、申告漏れや計算方法の間違いによる修正申告により、多額の追徴金が徴収されました。車ベネフィットの調査は来年も実施されることになっています。

ATO は継続して、法人税と消費税に注目しており、特に、FBT に関連する部分、例えば、交際費の損金参入、ベネフィットにかかった消費税還付申請や従業員負担によって発生する義務という点に注目しています。

また、いろいろな州政府の徴税機関が給与税の調査に力を入れており、正確なFRINGE・ベネフィット額が申告されているかどうか注目しています。また同様に、労災補償もFRINGE・ベネフィット額が正確に申告されているかを調査しています。

### FBT 申告をひかえて、計画

2009 年度の申告期限もまじかに迫ってきており、下記の点を考慮に入れることにより、効率的に作業を行い、ATO の調査が入った場合論争や罰金が発生するリスクを最小限に抑えることが可能です。

- 各種交際費の支出内容を入念に見直した上で、有利な計算方法や免除対象になるものを考慮する。
- 従業員を一時滞在ビザや永住ビザでオーストラリアに呼び寄せる場合、それらに該当する様々な免税あるいは優遇枠のベネフィットがあることを知っていることが必要。免税あるいは優遇措置が受けられるかを判断する為には、其々個人の状況を考慮に入れなければならない。
- 一時滞在ビザでオーストラリアで勤務している従業員に関しては、給与が現地あるいは海外負担に関わらず、海外からベネフィットが供給されていないか確認が必要である。供給がされたものは FBT 申告書に含めなければならない。
- 事前に税務計画を実施することで、会議費用、営業やマーケティング関連支出、販売促進イベントなどに掛かる FBT を最小限にすることが可能である。この種の費用の入念な見直しを行う。
- 免除枠が 300 ドル増えたことや、税務通達(TR2007/12)が発表になったことから、小額ベネフィットを注意して検討すべきである。

FBT コンプライアンスの最良実施例は、申告書作成の手順を文書化し、定期的に全ての社内方針や手順を見直しておくことです。同時に、専用ソフトウェアを使用することにより、効率的に FBT 納税義務を果たすことが可能となります。

-

Adelaide  
Ernst & Young Building  
121 King William Street  
Adelaide SA 5000  
Tel: +61 8 8417 1600  
Fax: +61 8 8417 1775

Brisbane  
1 Eagle Street  
Brisbane QLD 4000  
Tel: +61 7 3011 3333  
Fax: +61 7 3011 3100

Canberra  
Ernst & Young House  
51 Allara Street  
Canberra ACT 2600  
Tel: +61 2 6267 3888  
Fax: +61 2 6246 1500

Gold Coast  
12-14 Marine Parade  
Southport QLD 4215  
Tel: +61 7 5571 3000  
Fax: +61 7 5571 3033

Melbourne  
Ernst & Young Building  
8 Exhibition Street  
Melbourne VIC 3000  
Tel: +61 3 9288 8000  
Fax: +61 3 8650 7777

Perth  
Ernst & Young Building  
11 Mounts Bay Road  
Perth WA 6000  
Tel: +61 8 9429 2222  
Fax: +61 8 9429 2436

Sydney  
Ernst & Young Centre  
680 George Street  
Sydney NSW 2000  
Tel: +61 2 9248 5555  
Fax: +61 2 9248 5959

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 135,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

For more information,  
please visit [www.ey.com/au](http://www.ey.com/au)

© 2009 Ernst & Young Australia.

This communication provides general information which is current as at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.